

特定非営利活動法人ピッコラーレ 役員報酬規程

第1条(目的)

この規定は、特定非営利活動法人ピッコラーレ定款第3章第18条に基づき、役員報酬について、基本事項を定めることを目的とする。

第2条(報酬の体系)

1. 役員には定款第18条第1項に基づき、その総数の3分の1以下の範囲内で、理事会の決議を経て、報酬を支払うことができる。
2. 役員報酬は月額報酬とする。
3. 通勤交通費は実費を支給する。

第3条(決定方法)

役員報酬は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

第4条(報酬の改定)

1. 各役員の報酬の改定を行うことがある。
2. 前項の改定は原則として毎年1回理事会で実施する。

第6条(報酬の支給日)

役員報酬は、毎月25日に前月分を支給する。支給日が休日に当たるときは、その前の金融機関営業日に支給する。

第7条(臨時緊急措置)

法人業績が著しく低迷した場合、または社会的に責任を明らかにすべき事態が発生した場合などには、理事会の決議によって、報酬の減額・一部カット等の措置を取ることがある。

附則

この規程は、平成31年3月15日から施行する。